

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

平成30年6月8日

分任支出負担行為担当官
関東財務局東京財務事務所長 石村幸三

記

1 競争入札に付する事項等

(1) 件名

国有財産の測量及び不動産表示登記等業務（東京都江東区南砂四丁目外2件）

(2) 業務場所及び対象面積

- ① 東京都江東区南砂四丁目243番3
土地・56.19㎡
- ② 東京都荒川区西尾久二丁目1600番4
土地・175.94㎡
- ③-1 東京都足立区中央本町五丁目2145番14
土地・67㎡
- ③-2 東京都足立区中央本町五丁目2145番16
土地・14㎡

(3) 特質等 「仕様書」のとおり

(4) 納入（履行）期限 平成30年10月22日（月）

(5) 競争参加申込書の受領期限 平成30年6月25日（月）

(6) 入札・開札の日時及び場所 平成30年6月27日（水）午前10時00分
東京都文京区湯島四丁目6番15号
湯島地方合同庁舎5階A会議室

2 競争に参加する者に必要な資格

次の各号の要件をすべて満たしている者であること。

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成29・30年度財務省関東地区競争参加資格審査において、業種区分が「土地家屋調査」の「C」等級、又は「測量」の「C」等級に格付けされ、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第3条第1項第1号から第6号に定める業務を履行できる者であり、責任をもって納入することができる者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て

をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていない者であること。

なお、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをした者にあつては、手続き開始の決定がなされた後において当局の競争参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格による。）であること。

- (5) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、または同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当該地方支分部局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。
- (6) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 本入札の入札説明を受けた者であること。
- (9) 競争に参加するために必要な競争参加申込書を受領期限までに提出し、その審査に合格した者であること。
- (10) 個人情報 の安全管理体制が構築されている者であること。

3 契約条項等を示す場所

東京都文京区湯島四丁目6番15号湯島地方合同庁舎
関東財務局東京財務事務所 第6統括国有財産管理官（3階）

4 入札説明書の配布及び参加申込み

- (1) 日 時 平成30年6月8日（金）～平成30年6月25日（月）
平日9時00分～12時00分及び13時00分～17時00分
- (2) 場 所 上記3記載の場所に同じ。

5 入札価格

業務一式の総額で入札し、予定価格の制限の範囲内で、なおかつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を記載しないものとする。）。

6 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- 7 入札保証金及び契約保証金
免除とする。
- 8 契約書の作成
本契約締結に当たり契約書を作成するものとする。
- 9 その他（本件公告に関する問い合わせ先）
関東財務局東京財務事務所第6統括国有財産管理官
TEL 03-5842-7456（ダイヤルイン）